

物価高対応子育て応援手当注意事項（県教育委員会支給対象者向け）

- * 申請をするためには、県教育委員会から交付された証明印のある申請書により住所地市町村に対して申請が必要です。

【支給対象者について】

(1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当受給者

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当受給者

※ 児童手当の支給を受けていない方でも、DV 被害によりお子さんとともに避難されている方については、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合があります。詳細は、福利課担当又は現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

【対象児童について】

○上記（1）または（2）の児童手当支給対象となっている児童

※平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童

【支給額について】

○ 支給額は、対象児童1人当たり20,000円です。

【申請先について】

○上記（1）の場合

令和7年9月30日時点で住民票のある市町村に対して申請してください。

※令和7年10月1日以降に転入された方は、令和7年9月30日時点で住民票のある（転入前の市町村）が申請先になりますのでご注意ください。

○上記（2）の場合

当該児童の父母等に支給する児童手当の支給認定を行った時点における住民票所在市町村に対して申請してください。

【申請方法等について】

○ 県教育委員会は、申請者の児童手当の受給状況等を証明した申請書を申請者に交付します。

○ 申請者は、県教育委員会から交付を受けた申請書を基準日時点における住所地の市町村へ提出してください。

○ 多くの市町村の申請受付期間は、令和8年3月までとなっていると考えられますが、早めの期限を設定している場合もあるので、申請書が交付された後、速やかに申請・支払方法等について申請先の市町村のホームページ等を確認し、期限までに申請してください。

- 申請書を提出される際は、「申請書記載要領」を参照し、必要事項（申請先市町村名、フリガナ、住所、口座情報）を記載し、押印のうえ、次の書類を添付してください。
 - ①受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
※公金受取口座を活用する場合は添付省略可能。
 - ②その他、本人確認書類等の市町村が必要と認める書類（ホームページ等を御確認ください。）
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入ください。
※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ
『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。
【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）
【店番】〇〇〇（数字3桁）【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）』
※「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。
- 公金受取口座を活用することで口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要になり、スムーズに応援手当を受け取ることができます。 なお、公金受取口座の登録はマイナポータルにより行なうことができますが、登録データの反映までには数日から最大二週間ほど要しますので御注意願います。
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。また、海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【市町村からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、市町村から問合せを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市町村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、物価高対応子育て応援手当を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、市町村が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ物価高対応子育て応援手当を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めます。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、福利課担当（所属の事務担当経由）又は申請先の市町村までお問い合わせください。